青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和３５年宮城県条例第１３号）第１８条第１項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日　令和８年１１月１３日				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	昭和39年の俺たち　11月号	雑誌04407－11	株式会社一水社
2	雑誌	mini SUGAR　11月号	雑誌18425－11	株式会社秋水社
3	雑誌	恋愛白書パステル　５月号	雑誌19625－05	株式会社宙出版
4	雑誌	叶精作セレクションはんなり半次郎③	雑誌50463－01	株式会社リイド社
5	雑誌	江戸を騒がせた10人の女たち	雑誌50468－24	株式会社リイド社
6	雑誌	実話ナックルズSPECIAL　2026秋 MILLION MOOK81	雑誌68530－81	株式会社大洋図書
7	雑誌	実話ナックルズGOLD　vol.52	雑誌68530－89	株式会社大洋図書
8	雑誌	オークション・ハウス　【在るべき光の下へ】	雑誌50469－48	株式会社リイド社

図書類の内容が、１、２、６、７の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、３から５、８の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

【注意】

1　有害図書類を青少年（１８歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。

2　有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや１８歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。

3　有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。

4　既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。

5　卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの２０％以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第１８条第２項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱ってください。

※　これらに違反した場合は、３０万円以下の罰金が課せられることがあります。

※　番号３の図書類については、店舗により販売していない場合もあります。